

# 岐阜県公報

第千九百十九号  
平成二十年二月八日

(金曜日)

市営土地改良事業の換地処分  
土地改良区役員の退任

(同) 一一五  
(中濃農林事務所) 一一五

## 目次

### 告示

医療扶助のための医療担当機関の指定	(健康福祉政策課)	一〇四 <sup>ペ</sup>
指定医療機関の廃止の届出	(同)	一〇四
生活保護法に基づく介護扶助を担当させる機関の指定	(同)	一〇四
生活保護法に基づく指定介護機関の廃止の届出	(同)	一〇六
生活保護法に基づく指定介護機関の名称等変更の届出	(同)	一〇七
医療扶助のための施設担当機関の指定	(同)	一〇七
指定施設機関の廃止の届出	(同)	一〇八
指定施設機関の所在地変更の届出	(同)	一〇八
平成十九年度産林業用配付種苗の種類、予定数量、価格等	(林政課)	一〇八
保安林に指定する予定である旨の通知	(治山課)	一〇九
河川区域指定告示添付平面図の変更	(河川課)	一一〇
道路の供用開始	(道路維持課)	一一一
道路の区域変更	(同)	一一一
岐阜都市計画道路事業の変更認可	(街路公園課)	一一三
関都市計画下水道事業の変更認可	(下水道課)	一一四
中津川都市計画下水道事業の変更認可	(同)	一一四
御嵩都市計画下水道事業の変更認可	(同)	一一四
富加町の区域内の字の区域変更	(中濃振興局)	一一四
岐阜県感染症予防計画の変更	(保健医療課)	一一五
市営土地改良事業の換地計画の適当の決定	(農地計画課)	一一五

### 公示

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる  
ときは翌日)

平成二十年二月八日

告示

岐阜県告示第七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

平成二十年二月八日

岐阜県知事 古田 肇

名称	開設者	所在地	指定年月日
河野ファミリークリニック	河野修一	高山市初田町二二八	平成一九・三・一
いまお歯科クリニック	今尾知亮	各務原市各務おがせ町五一五〇一	同
こころ歯科医院	梶川美千佳	羽島郡岐南町徳田二二二	同
うえむら歯科	医療法人うえむら歯科	羽島郡笠松町長池二二三〇一	同

岐阜県告示第七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十年二月八日

岐阜県知事 古田 肇

名称	開設者	所在地	廃止年月日
笠原内科	医療法人社団仁信会	揖斐郡揖斐川町三輪一〇八番地	平成一九・二・三〇
今井歯科医院	今井正幸	瑞浪市土岐町栄町六九番	同
うえむら歯科	植村俊昭	羽島郡笠松町長池二二三〇一	同

岐阜県告示第七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の二第一項の規定により告示する。

平成二十年二月八日

岐阜県知事 古田 肇

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定居宅介護事業所等の名称	指定居宅介護事業所の所在地	指定年月日
郡上市市長	郡上市八幡町島谷二二二八番地	訪問看護	郡上市地域医療センター国保和良診療所	郡上市和良町沢八八二番地	平成一九・八・一
有限会社介護社	美濃加茂市森山町五二三三三	認知症対応型共同生活介護	グループホーム助一みのか	美濃加茂市森山町五二三三三	同 九・一
社会福祉法人五常会	中津川市瀬戸一三三八七八	通所介護	ニッ森デイサービスセンタ	中津川市福岡一六九三六〇八	同 一〇・一
社会福祉法人五常会	中津川市瀬戸一三三八七八	介護予防通所介護	ニッ森デイサービスセンタ	中津川市福岡一六九三六〇八	同

社会福祉法人五常会	中津川市瀬戸一三八七 八	短期入所 生活介護	二ツ森ショートステイ	中津川市福岡一六九三 六〇八	同
社会福祉法人五常会	中津川市瀬戸一三八七 八	介護予防 生活介護	二ツ森ショートステイ	中津川市福岡一六九三 六〇八	同
土岐市長	土岐市土岐津町土岐口 二一〇一番地	訪問看護	土岐市立総合病院	土岐市土岐津町土岐口 七〇三二四	平成一九・一一・一
土岐市長	土岐市土岐津町土岐口 二一〇一番地	訪問リハビリテーション	土岐市立総合病院	土岐市土岐津町土岐口 七〇三二四	同
土岐市長	土岐市土岐津町土岐口 二一〇一番地	居宅療養 管理指導	土岐市立総合病院	土岐市土岐津町土岐口 七〇三二四	同
土岐市長	土岐市土岐津町土岐口 二一〇一番地	介護予防 訪問看護	土岐市立総合病院	土岐市土岐津町土岐口 七〇三二四	同
土岐市長	土岐市土岐津町土岐口 二一〇一番地	介護予防 訪問リハビリテーション	土岐市立総合病院	土岐市土岐津町土岐口 七〇三二四	同
土岐市長	土岐市土岐津町土岐口 二一〇一番地	介護予防 居宅療養 管理指導	土岐市立総合病院	土岐市土岐津町土岐口 七〇三二四	同
有限会社エスエー	瑞浪市釜戸町五〇三五 一六	居宅療養 管理指導	ささゆり薬局	土岐市肥田浅野笠神町 二一一二	同
医療法人豊正会	大垣市見取町四二	訪問リハビリテーション	大垣中央病院	大垣市見取町四二	平成一九・一一・一
医療法人豊正会	大垣市見取町四二	介護予防 訪問リハビリテーション	大垣中央病院	大垣市見取町四二	同
有限会社THS	高山市松之木町一五四 一二	通所介護	デイサービスセンターすみ れ会松之木	高山市松之木町一五四 一二	平成一九・一一・一
有限会社THS	高山市松之木町一五四 一二	介護予防 通所介護	デイサービスセンターすみ れ会松之木	高山市松之木町一五四 一二	同
社団法人岐阜県看護協会	岐阜市藪田南五一四 五三	居宅介護 支援事業	古川訪問看護ステーション 上宝ケアプランセンター	高山市上宝町本郷五五 〇番地	同



居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定居宅介護事業所等の名称	指定居宅介護事業所等の所在地	廃止年月日
郡上市市長	郡上市八幡町島谷三二八番地	通所介護	郡上市地域医療センター 保和良診療所	郡上市和良町沢八八二番地	平成一九・八・一
株式会社コムスン	東京都港区六本木六一〇	通所介護	株式会社コムスン多治見ケアセンター	多治見市太平町一七〇	同 一〇・三一
株式会社コムスン	東京都港区六本木六一〇	居宅介護支援事業	株式会社コムスン多治見ケアセンター	多治見市太平町一七〇	同

岐阜県告示第七十七号

平成二十年二月八日

岐阜県知事 古田 肇

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関の名称等を変更

した旨届出があったので、同法第五十五条の二第二項の規定により告示する。

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定居宅介護事業所等の名称	指定居宅介護事業所等の所在地	変更年月日
社会福祉法人美德会	多治見市上山町一九七二	訪問介護	ピアンカヘルパーステーション	新 多治見市上山町一九二一 旧 多治見市弁天町四六	平成一九・二・一
社会福祉法人美德会	多治見市上山町一九七二	訪問介護	ピアンカヘルパーステーション	新 多治見市上山町一九二一 旧 多治見市弁天町四六	同
社会福祉法人美德会	多治見市上山町一九七二	介護予防訪問介護	ピアンカヘルパーステーション	旧 多治見市弁天町四六	同
社会福祉法人美德会	多治見市上山町一九七二	居宅介護支援事業	新 ピアンカ居宅介護支援事業所 旧 ピアンカ介護サービス	多治見市弁天町四六 新 多治見市上山町一九二一 旧 多治見市弁天町四六	同
社会福祉法人美德会	多治見市上山町一九七二	居宅介護支援事業	ピアンカ居宅介護支援事業所	旧 多治見市弁天町四六	同

岐阜県告示第七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関として次のものを指定し

たので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

平成二十年二月八日

岐阜県知事 古田 肇

名称	開設者	所在地	指定年月日
治療室やまと	小串 恵司	愛知県一宮市大和町効安 賀字古宮一九番地	平成一九・四・一
水野鍼灸院	水野 喜之	土岐市土岐津町土岐口七 〇〇五二	同 七・一
いとう鍼灸治療院	伊藤 洋樹	安八郡輪之内町大藪二二 〇三六	同
中津川接骨院	三並 孝豪	中津川市日の出町四三 八	平成一九・八・一
ごとう接骨院	後藤 周士	各務原市那加本町二二番 地	同
リオ鍼灸接骨院	西脇 寛人	本巣市政田字上市場一四 〇四番地	同
にしむら鍼灸治療所	西村 幸司	揖斐郡池田町本郷三一七 四	平成一九・九・一
鍼灸マツサイ志正 堂治療院	大石 博志	揖斐郡揖斐川町小島四二 四一七	同 一〇・七
梅田あん摩マツサイ ジ指圧鍼灸治療院	梅田 勝	下呂市御厩野一二三六	同 一〇・八
恩田接骨院	恩田 慎太郎	関市肥田瀬二七五五五	同 一一・三
米村接骨院	米村 全史	揖斐郡大野町瀬古字村東 五一九番地	同 一三・六

岐阜県告示第七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により次の指定施設機関から当該施設機関を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十年二月八日

岐阜県知事 古田 肇

名称	開設者	所在地	廃止年月日
島谷快鍼院	島谷 耕市	高山市上岡本町六五二	平成一九・六・二五

岐阜県告示第八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により次の指定施設機関から当該施設機関の所在地を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十年二月八日

岐阜県知事 古田 肇

名称	開設者	所在地	変更年月日
永井接骨院	永井 宏幸	新 各務原市那加東那加 町四〇二 旧 各務原市三井北町二 二二一―グリーン ハイツ那加一〇一	平成一九・九・三

岐阜県告示第八十一号

県が生産した平成十九年度産林業用配付種苗の種類、予定数量、価格等を次のとおり定めたので、林業用種苗配付規則（昭和二十四年岐阜県規則第六号）第三条の規定により告示する。

平成二十年二月八日

岐阜県知事 古田 肇

一 林業用種子

種類	樹種	予定数量（キログラム）	一キログラム当たりの税込み 価格（円）

育種種子	すのぎ	二・五〇	一三、一二八
同	ひのき	五四・〇〇	一三、一二八
同	くるまつ	〇・一〇	一三、一二八
同	あかまつ	〇・一〇	一三、一二八

岐阜県告示第八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年二月八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所  
関市洞戸小瀬見字尾洞二五〇五の二
  - 二 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 三 指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - 1 主伐は、択伐による。
      - 2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が存在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年二月八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所  
郡上市白鳥町二日町字一仏山一五二八、字岩棚一五四〇の三から一五四〇の二まで、一五四〇の一四、一五四〇の一五、一五四四の一
  - 二 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 三 指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - 1 主伐は、択伐による。
      - 2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が存在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年二月八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所  
揖斐郡揖斐川町坂内坂本字クルビ力倉三一一九
- 二 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第八十五号  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年二月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町外津汲字坂ノ尾一〇一八の二、一〇二〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年二月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町大光寺字裏豊坂二二六の一四、二二六の一〇・二二六の二（以上

二 二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第八十七号

木曾川水系、庄内川水系及び神通川水系に係る一級河川に関する告示（昭和四十八年岐阜県告示第百五十号）別表中庄内川水系土岐川に係る河川区域指定告示添付平面図第六号図を変更するので、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第四項の規定により告示する。

なお、変更後の図面は、岐阜県県土整備部河川課及び岐阜県多治見土木事務所 に備え置いて一般の縦覧に供する。



多治見市三の倉町大美山 二三番一地从先から		
後	前	B
二四〇 七・八	二〇〇 二・八	三六〇 六・〇
五番一地从先まで	同 市同 町同	同 市同 町同
後	前	B
二四〇 七・八	二〇〇 二・八	三六〇 六・〇
五番一地从先まで	同 市同 町同	同 市同 町同

岐阜県告示第九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年二月八日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月八日

岐阜県知事 古田 肇

一般 国道 三百六十号	道路 種類 路線名	区 間	区域 変更 別前後	敷地の幅 員（メートル）	延長 （メートル）	備考
飛驒市宮川町杉原字かせ が花三番四地从先から 同 市同 町種蔵字ほう そが尾七六二番一三地从先 まで	飛驒市宮川町杉原字かせ が花三番四地从先から 同 市同 町種蔵字ほう そが尾七六二番一三地从先 まで	飛驒市宮川町杉原字かせ が花三番四地从先から 同 市同 町種蔵字ほう そが尾七六二番一三地从先 まで	前 A	三・五 三・〇	七・四六・〇	A B 及び関係図面に 表示する敷地の 数をこの図面を 用いて
飛驒市宮川町塩屋字小沢 山一三二番五地从先から	飛驒市宮川町塩屋字小沢 山一三二番五地从先から	飛驒市宮川町塩屋字小沢 山一三二番五地从先から	後 A	三・五 三・〇	七・四六・〇	

同 市同 町同 字菅ノ 谷六九七番四地从先まで		
後	前	B
二四〇 七・八	二〇〇 二・八	三六〇 六・〇
五番一地从先まで	同 市同 町同	同 市同 町同
後	前	B
二四〇 七・八	二〇〇 二・八	三六〇 六・〇
五番一地从先まで	同 市同 町同	同 市同 町同

岐阜県告示第九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年二月八日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月八日

岐阜県知事 古田 肇

一般 国道 四百七十号	道路 種類 路線名	区 間	区域 変更 別前後	敷地の幅 員（メートル）	延長 （メートル）	備考
高山市上宝町中山字水上 三三九番地先から 同 市同 町同 字中崎 五五番一地从先まで	高山市上宝町中山字水上 三三九番地先から 同 市同 町同 字中崎 五五番一地从先まで	高山市上宝町中山字水上 三三九番地先から 同 市同 町同 字中崎 五五番一地从先まで	前 A	二・二 三・三	八・〇	A B 及び関係図面に 表示する敷地の 数をこの図面を 用いて
高山市上宝町中山字水上 三三九番地先から 同 市同 町同 字中崎 五五番一地从先まで	高山市上宝町中山字水上 三三九番地先から 同 市同 町同 字中崎 五五番一地从先まで	高山市上宝町中山字水上 三三九番地先から 同 市同 町同 字中崎 五五番一地从先まで	後 A	二・二 三・三	八・〇	

岐阜県告示第九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年二月八日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月八日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類		路線名		区間		区域		敷地の幅員		延長		備考		
一般	国道	四百七十	一号	高山市上宝町見座字向一	〇六八番地先から	同市同町同字同一	〇六六番二地先まで	後	前	別前後	変更	敷地の幅員	延長	備考
								二四・一	二四・一	ル	員	二五・四	二五・四	
								二四・一	二四・一	ル	員	二五・四	二五・四	
								二四・一	二四・一	ル	員	二五・四	二五・四	
								二四・一	二四・一	ル	員	二五・四	二五・四	

岐阜県告示第九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年二月八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月八日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類		路線名		区間		区域		敷地の幅員		延長		備考		
一般	国道	四百七十	一号	高山市上宝町葛山字平岩	六一一番一	地先	地内	後	前	別前後	変更	敷地の幅員	延長	備考
								二〇・九	二七・七	ル	員	二七・七	二七・七	
								二〇・九	二七・七	ル	員	二七・七	二七・七	
								二〇・九	二七・七	ル	員	二七・七	二七・七	
								二〇・九	二七・七	ル	員	二七・七	二七・七	

岐阜県告示第九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を

次のように変更したので告示する。  
なお、その関係図面は、平成二十年二月八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月八日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類		路線名		区間		区域		敷地の幅員		延長		備考		
一般	国道	四百七十	一号	高山市上宝町岩井戸字宮	ノ向八六七番一	地先	地内	後	前	別前後	変更	敷地の幅員	延長	備考
								一六・八	一五・九	ル	員	一五・九	一五・九	
								一六・八	一五・九	ル	員	一五・九	一五・九	
								一六・八	一五・九	ル	員	一五・九	一五・九	
								一六・八	一五・九	ル	員	一五・九	一五・九	

岐阜県告示第九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、岐阜都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十年二月八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 施行者の名称  
岐阜市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
平成十二年岐阜県告示第五百十六号 岐阜都市計画道路事業 三・三・十一号 金町那加岩地線
- 三 事業施行期間  
平成十二年八月十一日から

同二十一年三月三十一日まで  
四 事業地

収用の部分 変更なし  
使用の部分 変更なし

岐阜県告示第九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により関都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十年二月八日

岐阜県知事 古田 肇

一 施行者の名称

関市

二 都市計画事業の種類及び名称

関都市計画下水道事業 関市公共下水道

三 事業施行期間

昭和三十八年九月一日から

平成二十七年三月三十一日まで

四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により中津川都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十年二月八日

岐阜県知事 古田 肇

一 施行者の名称

中津川市

二 都市計画事業の種類及び名称

中津川都市計画下水道事業 中津川市公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十九年三月三十日から

平成二十七年三月三十一日まで

四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第九十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により御嵩都市計画下水道事業御嵩町公共下水道の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十年二月八日

岐阜県知事 古田 肇

一 施行者の名称

御嵩町

二 都市計画事業の種類及び名称

御嵩都市計画下水道事業 御嵩町公共下水道

三 事業施行期間

平成二十二年十二月十八日から

同二十三年三月三十一日まで

四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第百号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、高加町の区域内の字の区域を変更した旨富加町長から届出があったので、同条第二項の規定により告示する。これにより新たに画する字の区域は次のとおりであつて、地番等は掲

示場に掲示する。

新たに画する字	新たに画する字の区域に含まれる従前の字
大字羽生字中村	大字羽生字諸屋の一部
大字羽生字野白	大字羽生字諸屋の一部
大字羽生字諸屋	大字羽生字杉屋敷の一部
大字羽生字杉屋敷	大字羽生字諸屋の一部

この処分は、平成二十年三月一日から効力を生ずる。

平成二十年二月八日

岐阜県知事 古田 肇

一 掲示場

可茂総合庁舎及び富加町役場

二 掲示物

字界変更調書 その他必要な書類

三 掲示期間

平成二十年二月八日から

同 年二月二十九日まで

公 示

岐阜県感染症予防計画の変更

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十条第三項の規定により、岐阜県感染症予防計画の一部を変更したので、同条第五項の規定により公表する。

なお、当該計画は、岐阜県健康福祉部保健医療課及び各保健所（保健所に置かれる事

務所を含む。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年二月八日

岐阜県知事 古田 肇

市営土地改良事業の換地計画の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、関市営土地改良事業高見・阿部地区高見工区の換地計画を適当と決定したので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により公示し、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

平成二十年二月八日

岐阜県知事 古田 肇

一 縦覧期間

平成二十年二月八日から

同 年三月十日まで

二 縦覧場所

洞戸事務所前掲示場

市営土地改良事業の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、関市営土地改良事業高賀上外戸地区の換地処分を平成二十年一月二十四日にした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により公示する。

平成二十年二月八日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区役員 の 退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の

とおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により  
公示する。

平成二十年二月八日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区	年月日	役名	氏名	住 所
土・洞戸赤祖父村片 地改良区	平成 一九・三・二六	監事	武藤金雄	岐阜県関市洞戸市場 七一一番地

平成二十年二月八日印刷  
平成二十年二月八日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三  
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三  
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共)(消費税二、二八六円を含む)  
岐阜文芸社